

市民委員会資料

1 平成27年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の制定について
- (2) 議案第 2 号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (3) 議案第 9 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 10 号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 41 号 中央療育センターの指定管理者の指定について
- (6) 議案第 42 号 川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定について
- (7) 議案第 46 号 平成27年度川崎市一般会計予算
- (8) 議案第 50 号 平成27年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- (9) 議案第 65 号 平成26年度川崎市一般会計補正予算

- 資料 1 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(うち、川崎市青少年問題協議会条例の一部改正 新旧対照表)
- 資料 2 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表
- 資料 3 川崎市保育園条例の一部を改正する条例 新旧対照表
- 資料 4 中央療育センターの指定管理者の指定についての参考資料
- 資料 5 川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定についての参考資料

市民・こども局こども本部

(平成27年2月10日)

川崎市青少年問題協議会条例の一部改正について 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市青少年問題協議会条例 昭和33年12月 3 日条例第26号</p> <p>第3条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 市議会の議員 (2) 教育委員会の委員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 関係団体の役職員 (5) 学識経験者 (6) 本市職員</p> <p>3 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。</p>	<p>○川崎市青少年問題協議会条例 昭和33年12月 3 日条例第26号</p> <p>第3条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 市議会の議員 (2) 教育委員会の委員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 関係団体の役職員 (5) 学識経験者 (6) 本市職員</p> <p>3 会長は、市長をもって充てる。</p> <p>4 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。</p>

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○川崎市小児医療費助成条例 平成 7 年 6 月 29 日 条例第 24 号</p> <p>略 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「小児」とは、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この条例において「乳児」とは、満 1 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</p> <p>3 この条例において「幼児等」とは、満 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から満 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。</p> <p>4 この条例において「乳幼児等」とは、乳児及び幼児等をいう。</p> <p>5 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者</p> <p>(2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>6 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市小児医療費助成条例 平成 7 年 6 月 29 日 条例第 24 号</p> <p>略 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「小児」とは、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この条例において「乳児」とは、満 1 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</p> <p>3 この条例において「幼児等」とは、満 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から満 7 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。</p> <p>4 この条例において「乳幼児等」とは、乳児及び幼児等をいう。</p> <p>5 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者</p> <p>(2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>6 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>略</p>

改正後	改正前
<p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	

川崎市保育園条例 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、川崎市保育園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、川崎市保育園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>								
<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、<u>同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。</u></p> <p>(表 省略)</p>	<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、<u>日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。</u></p> <p>(表 省略)</p>								
<p>(開所時間及び休園日)</p> <p>第3条 保育園の<u>開所時間</u>及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長（第5条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行う保育園にあつては、指定管理者）は、特に必要があると認めるときは、<u>開所時間</u>を変更し、又は休園日に開園し、若しくは臨時に休園することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">開所時間</td> <td>午前7時30分から午後6時30分まで</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>川崎市の休日定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（同項第1号の規定については、日曜日に限る。）</td> </tr> </table>	開所時間	午前7時30分から午後6時30分まで	休園日	川崎市の休日定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（同項第1号の規定については、日曜日に限る。）	<p>(保育時間及び休園日)</p> <p>第3条 保育園の<u>保育時間</u>及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長（第5条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行う保育園にあつては、指定管理者）は、特に必要があると認めるときは、<u>保育時間</u>を変更し、又は休園日に開園し、若しくは臨時に休園することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">保育時間</td> <td>午前7時30分から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>川崎市の休日定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（同項第1号の規定については、日曜日に限る。）</td> </tr> </table>	保育時間	午前7時30分から午後6時まで	休園日	川崎市の休日定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（同項第1号の規定については、日曜日に限る。）
開所時間	午前7時30分から午後6時30分まで								
休園日	川崎市の休日定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（同項第1号の規定については、日曜日に限る。）								
保育時間	午前7時30分から午後6時まで								
休園日	川崎市の休日定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（同項第1号の規定については、日曜日に限る。）								
<p>(入園制限等)</p> <p>第4条 次に掲げる場合には、市長は、入園を拒み、又は退園させることができる。</p> <p>(1) 設備その他の事情により入園させる余力がないとき。</p> <p>(2) 疾病その他の事情により他の者の保育に支障を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(3) その他管理上特に支障があると認めるとき。</p>	<p>(入園制限等)</p> <p>第4条 次に掲げる場合には、市長は、入園を拒み、又は退園させることができる。</p> <p>(1) 設備その他の事情により入園させる余力がないとき。</p> <p>(2) 疾病その他の事情により他の者の保育に支障を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(3) その他管理上特に支障があると認めるとき。</p>								
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 市長は、保育園の管理を行わせるため、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものを指定することができる。</p> <p>(1) 保育園の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、保育園の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った保育園の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の規定による指定は、保育園の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。</p> <p>3 前項の規定による申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 市長は、保育園の管理を行わせるため、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものを指定することができる。</p> <p>(1) 保育園の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、保育園の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った保育園の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の規定による指定は、保育園の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。</p> <p>3 前項の規定による申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。</p>								

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、保育園の管理を行わなければならない。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、保育園の管理を行わなければならない。</p>
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第7条 指定管理者は、保育園の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第7条 指定管理者は、保育園の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>保育園において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育、同項第2号に規定する特別利用保育、法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）を受けた乳児・幼児等又はその保護者若しくは扶養義務者は、使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、次に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p>(1) <u>法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(2) <u>法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(3) <u>法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(4) <u>時間外保育に要する費用として規則で定める額</u></p>	
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	
<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

議案第 4 1 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	中央療育センター
(2) 所在地	川崎市中原区井田 3 丁目 1 6 番 1 号
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会的な診断、治療、検査及び評価
(5) 施設の事業内容	児童発達支援、医療型児童発達支援、施設入所支援ほか
(6) 現在の管理者	社会福祉法人同愛会
(7) 現在の管理運営費	646,990千円（年額）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人同愛会		
所 在 地	横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢 1 7 4 9 番地		
代 表 者 名	理事長 高山 和彦		
設 立 年 月	昭和 5 3 年 3 月		
資 産 総 額	8 5 億 5, 3 5 9 万 5, 7 6 9 円		
職 員 数	理事 8 人、監事 2 人、職員 7 8 5 人		
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。		
事 業 概 要 (2 5 年度)	中央療育センター指定管理者（児童発達支援・医療型児童発達支援・施設入所支援ほか） いろは（生活介護） 他		
決 算 (2 5 年度)	福祉事業活動収支		
	経常収入	7,754,849千円	
	経常支出	7,157,906千円	
	収支差額	596,943千円	

3 指定期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画（主な提案内容）

- ・子どもの問題性等により来所することが困難な場合、来所支援や訪問相談を実施
- ・学校放課後の補完的な療育訓練として親子訓練会を実施
- ・親子短期入所訓練や通園困難な児童に対する訪問療育の実施

6 収支計画

（単位：千円）

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合計
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
収 入	948,001	949,001	949,001	949,001	949,001	4,744,005
指定管理料	560,122	560,122	560,122	560,122	560,122	2,800,610
自立支援費	182,713	182,713	182,713	182,713	182,713	913,565
診療報酬	63,907	63,907	63,907	63,907	63,907	319,535
措置費	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	600,000
その他	21,259	22,259	22,259	22,259	22,259	110,295
支 出	932,849	941,149	949,049	956,649	963,649	4,743,345

別紙

中央療育センターの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1 団体（社会福祉法人同愛会）

2 民間活用推進委員会委員

- 【学識経験者】 渡部 匡隆 （横浜国立大学人間科学部教授）
- 【学識経験者】 鈴木 文治 （田園調布学園大学人間福祉学部教授）
- 【学識経験者】 富永 健太郎 （田園調布学園大学人間福祉学部専任講師）
- 【施設関係者】 阿佐野 智昭 （川崎市発達相談支援センター所長）
- 【公認会計士】 新井 努 （新井公認会計士事務所）

3 選定理由

提案内容が仕様書に即して現実的かつ的確になされており、また、法人の経営状況についても良好であるため。

4 審査結果（※基準点540点以上）

選定基準	配点	指定管理 予定者
① 応募団体に対する評価	150点	133点
② 応募団体の取組に対する評価	50点	36点
③ 提案内容に対する評価	450点	338点
④ 事業の安定性・継続性の確保に対する評価	125点	84点
⑤ 経費に対する評価	125点	101点
実績評価点（標準を0点として加減点）	—	45点
合計	900点	737点

5 法人からの提案額

年額560, 122千円

議案第 4 2 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市ヒルズすえなが
(2) 所在地	川崎市高津区末永 1 丁目 3 番 6 号
(3) 設置条例	川崎市母子生活支援施設条例
(4) 設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子等の保護、生活支援
(5) 施設の事業内容	母子保護 緊急一時保護
(6) 現在の管理者	社会福祉法人母子育成会
(7) 現在の管理運営費	63,366千円 (年額)

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人 カメリア会		
所 在 地	東京都江東区亀戸 3 丁目 3 6 番 1 3 号		
代 表 者 名	理事長 湖山 泰成		
設 立 年 月	平成 1 8 年 1 2 月		
資 産 総 額	2 2 億 7 2 3 6 万 7 0 1 0 円		
職 員 数	理事 6 人、監事 2 人、職員 1 9 0 人		
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。		
事 業 概 要 (25年度)	パークサイド亀島 (母子生活支援施設) 特別養護老人ホームカメリア (介護老人福祉施設) 他		
決 算 (25年度)	法人事業活動収支		
	経常収入	1,070,899千円	
	経常支出	911,645千円	
	収支差額	159,254千円	

3 指定期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画 (主な提案内容)

- ・特段の事情のある場合を除き利用者の受け入れ
- ・DVに関与する要因に介入し解決・緩和を目指す
- ・365日宿直体制の整備

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額 (消費税及び地方消費税を含む。)					合計
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
収 入	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	305,000
指定管理料	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	305,000
支 出	60,750	57,471	58,182	58,627	59,077	294,377

別紙

川崎市ヒルズすえながの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1 団体（社会福祉法人カメラア会）

2 民間活用推進委員会委員

- 【学識経験者】 渡部 匡隆 （横浜国立大学人間科学部教授）
- 【学識経験者】 一瀬早百合 （田園調布学園大学子ども未来学部准教授）
- 【学識経験者】 加藤 洋子 （洗足こども短期大学幼児教育保育科教授）
- 【施設関係者】 金子 和夫 （ルーテル学院大学総合人間学部教授）
- 【公認会計士】 新井 努 （新井公認会計士事務所）

3 選定理由

江東区内において母子生活支援施設を運営していることを踏まえ、提案内容が実態に即して現実的かつ的確になされており、また、法人の経営状況についても良好であるため。

4 審査結果（※基準点555点以上）

選定基準	配点	指定管理 予定者
① 事業の推進に対する評価	425点	309点
② 収支計画の評価	125点	75点
③ サービス向上への取組・業務改善の評価	175点	128点
④ 応募団体に対する評価	150点	99点
⑤ 応募団体の取組に対する評価	50点	38点
合計	925点	649点

5 法人からの提案額

年額61,000千円